

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 港湾計画の記載事項に港湾の効率的な運営に関する事項を追加すること。

(本則関係)

第二 この政令は、平成二十三年九月十五日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

第三 所要の経過措置を定めること。

(附則第二項関係)